



暑かった夏休みが終わり二学期が始まりました。残る暑さの中にも、赤とんぼが飛び交い、吹く風に微かな冷気を感じます。草木も心なしか色づき始め、いつのまにか秋を感じる季節となりました。

現在、諸手当の事後確認をしています。みなさんが自分で確認し、必要が生じたときには速やかに届出なければならない中から扶養手当の事例の一部をあげてみました。

事後確認で、被扶養者の所得が130万円を超えていたことがわかった場合、その時点に遡って手当の戻入をする



H19年中の月々の収入は右表のとおりであった。

扶養手当の事後確認から

- 扶養していた配偶者のパート・アルバイト等の収入が増えていた。所得証明書で収入金額が130万円を超えていたことが判った。

H19年 1月	99,000 円	H19年 7月	99,000 円
H19年 2月	104,500 円	H19年 8月	104,500 円
H19年 3月	99,000 円	H19年 9月	99,000 円
H19年 4月	124,500 円	H19年 10月	124,500 円
H19年 5月	93,500 円	H19年 11月	93,500 円
H19年 6月	124,500 円	H19年 12月	150,000 円

配偶者がパート就業者で月々の所得が判然としない場合、2～3ヶ月の実績額の平均月額所得が所得限度額(130万円)の12分の1の額(108,333円)以上になったとき認定が取消されることになる。上記の場合H19年2～4月の平均月額所得が108,333円を超える額となるので、H19年5月に遡り扶養手当を戻入することになります。

※毎月の給与明細を必ず確認しておきましょう。

- 扶養している実母が老人ホームに入所した。

入所前は扶養親族として認定されていたが、入所後も同様に扶養親族として認定されとは限りません。

入所している実母の生計に要する費用について

あなた(職員)の負担額
あなた(職員)の兄弟姉妹等の負担額
入所している実母本人の所得額
入所している施設側の生活費に係る負担額

を比較して、あなた(職員)が主として扶養しているかどうかの確認が必要です。

- 世帯主ではないあなた(職員)の所得額が配偶者(民間・官公署等勤務)の所得額を上回っていることで子どもの扶養手当を認定されていたが、H19年の所得証明書でみると所得額が逆転していた。

配偶者の所得額が世帯主ではないあなた(職員)の所得額を上回った時点(月額等)で、認定は取消しとなり、扶養手当はその時点に遡って戻入となります。

※毎月の給与明細で必ず比較しておきましょう。

- 扶養している配偶者が事業(小売業・サービス業・農業・製造業等)を始めた。

配偶者に事業所得がある場合は、総収入額から県教委が指定する経費を差引いた金額で収入額を判断します。(所得税法上の事業所得とは考え方が異なります。)

事後確認などで配偶者の年間における総収入金額を確認するためには、所得証明書だけでなく、『青色申告書』や『確定申告書』などの控(税務署申告済みのもの)が必要です。

※申告時には申告書の控を必ず残しておきましょう。